## 山梨県立図書館の個人情報の保護に関する要綱

(○年○月○日制定)

(目的)

第1条 この要綱は、山梨県個人情報保護条例(平成17年山梨県条例第15号。以下「条例」という。)第58条の規定に基づき、指定管理者である〇〇(以下「指定管理者」という。)が山梨県立図書館(以下「図書館」という。)の管理を通じて取り扱う個人情報の保護に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
  - (1) 個人情報 個人に関する情報 (図書館の管理を通じて取り扱うものに限る。) であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの (他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)
  - (2) 特定個人情報 番号利用法第2条第8項に規定する特定個人情報
  - (3) 保有個人情報 指定管理者の職員又は役員(以下「役職員」という。)が業務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該役職員が組織的に利用するものとして、指定管理者が保有しているもの(新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されたものに記録されているものを除く。)
  - (4) 保有特定個人情報 指定管理者の職員が業務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、当該指定管理者の職員が組織的に利用するものとして、当該指定管理者が保有しているもの
  - (5) 個人情報ファイル 保有個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるもの
    - ① 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
    - ② 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの
  - (6) 本人 個人情報によって識別される特定の個人

(基本的な考え方)

- 第3条 指定管理者及びその役職員は、条例第8条及び第9条並びにこの要綱に基づき、図書館の管理を通じて取り扱う個人情報の保護を行わなければならない。
- 2 指定管理者は、この要綱を施行するに当たり、条例の目的にのっとり適切な運用を行うものとする。

(利用目的の特定)

- 第4条 指定管理者は、個人情報を保有するに当たっては、図書館の管理に係る業務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。
- 2 指定管理者は、前項の規定により特定された利用の目的(以下「利用目的」という。) の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

3 指定管理者は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

(取得の制限)

- 第5条 指定管理者は、個人情報を取得するときは、適法かつ公正な手段により取得しなければならない。
- 2 指定管理者は、次に掲げる項目に関する個人情報を取得してはならない。
  - (1) 人種及び民族
  - (2) 思想、信条及び宗教
  - (3) 社会的差別の原因となる社会的身分
  - (4) 犯罪に関する経歴
- 3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれか(特定個人情報にあっては、第1号) に該当するときは、前項各号に掲げる項目に関する個人情報を取得することができる。
  - (1) 法令の規定に基づく場合
  - (2) 教育委員会の承認を得た上で、利用目的を達成するため必要があると指定管理者が認めたとき。
- 4 指定管理者は、個人情報を取得するときは、本人から取得しなければならない。ただし、 次の各号のいずれか(特定個人情報にあっては、第3号)に該当すると指定管理者が認め たときは、この限りでない。
  - (1) 本人の同意があるとき。
  - (2) 出版、報道等により公にされているとき。
  - (3) 法令の規定に基づくとき。
  - (4) 人の生命、身体又は財産の保護のため緊急に必要があるとき。
  - (5) 教育委員会から保有個人情報の提供を受けるとき。
  - (6) 教育委員会以外の県の機関、国、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)、他の地方公共団体又は地方独立行政法人(地方独立法人法(平成15年法律第108号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)から取得する場合において図書館の管理に係る業務の遂行に必要な限度で取得することについて、相当な理由があるとき。
  - (7) 前各号に掲げる場合のほか、教育委員会の承認を得た上で、本人から取得することに より利用目的の達成に支障が生じるおそれがあるとき。

(利用目的の明示)

- 第6条 指定管理者は、本人から直接書面(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録(以下「電磁的記録」という。)を含む。) に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。
  - (1) 人の生命、身体又は財産の保護のため緊急に必要があるとき。
  - (2) 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。
  - (3) 利用目的を本人に明示することにより、指定管理者、国、独立行政法人等、地方公共

団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

(正確性の確保)

第7条 指定管理者は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の 事実と合致するよう努めなければならない。

(責任体制の明確化)

第8条 指定管理者は、個人情報の適正な取扱いを確保するため、管理責任者を設置するなど責任体制を整備するものとする。

(役職員に対する教育及び研修の実施)

- 第9条 指定管理者は、図書館の管理を行う役職員に対し、次の各号に掲げる事項を説明するほか、この要綱に基づく個人情報の取扱いの実施に必要な教育及び研修を行うものとする。
  - (1) 在職中及び退職後においても図書館の管理の業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと。
  - (2) 図書館の管理の業務に従事している者又は従事していた者が、正当な理由がないのに、 個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイルを提供したとき、又はその業務 に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供 し、若しくは盗用したときは、条例第75条又は第76条の罰則により処罰されること があること。

(保有個人情報の適切な管理)

- 第10条 指定管理者は、次の各号に掲げる事項を遵守するほか、保有個人情報の漏えい、 滅失又はき損の防止その他保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じるもの とする。
  - (1) 個人情報を取り扱うことができる機器等は、指定管理者の管理に属するものに限定するものとし、図書館の管理を行う役職員が私的に使用する機器等指定管理者の管理に属さないものを利用して個人情報を取り扱わないこと。
  - (2) 保有個人情報は、紙媒体、電磁的記録を問わず、施錠できる保管庫又は施錠若しくは 入退室管理の可能な保管室に保管する等、適切に管理すること。
  - (3) 保有個人情報は、正当な理由がある場合を除き、これを図書館から持ち出さないこと。
  - (4) 保有個人情報を図書館から持ち出すときは、当該情報が記録された資料等の運搬に従事する者に対し、運搬中は当該資料等から離れないよう指示すること(電磁的記録の資料にあっては、データの暗号化処理等の保護措置を講じること)。
  - (5) 保有個人情報のうち不要となったものを消去し、又は廃棄する場合においては、当該 情報が判読できないよう必要な措置を確実に講ずること。

(特定個人情報の取扱い)

第10条の2 特定個人情報の取扱いにあっては、この要領に定めのあるもののほか、指定 管理者が別に定めるものとする。

(委託)

第11条 指定管理者は、保有個人情報の取扱いの全部又は一部を委託(再委託を含む。次

項において同じ。) する場合は、あらかじめ教育委員会の承認を受けなければならない。

- 2 指定管理者は、前項の場合において、その取扱いを委託された保有個人情報の安全管理 が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。 (従業者の監督)
- 第12条 指定管理者は、その従業者に保有個人情報を取り扱わせるに当たっては、当該個人情報の安全管理が図られるよう、当該従業者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(利用及び提供の制限)

- 第13条 指定管理者は、法令の規定に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報(保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)を自ら利用し、又は提供してはならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。 ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。
  - (1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
  - (2) 指定管理者が図書館の管理に係る業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。
  - (3) 県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、その権限に属する事務又は事業の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。
  - (4) 専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき。
  - (5) 本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき。
  - (6) 前各号に掲げる場合のほか、教育委員会の承認を得た上で、公益上の必要その他相当な理由があるとき。
- 3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の法令の規定の適用を妨げる ものではない。

(保有特定個人情報の利用及び提供の制限)

- 第13条の2 指定管理者は、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報を自ら利用 してはならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であると認めるとき又は番号利用法第9条第4項の規定に基づく場合は、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報を自ら利用することができる。ただし、保有特定個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。
- 3 前項の規定は、保有特定個人情報の利用を制限する他の法令の規定の適用を妨げるも

のではない。

- 4 指定管理者は、第2項の規定により保有特定個人情報を利用目的以外の目的のために 自ら利用するときは、保有特定個人情報の利用目的以外の目的のための指定管理者の内 部における利用を特定の部署に限るものとする。
- 5 指定管理者は、番号利用法第19条各号に掲げる場合を除き、保有特定個人情報を第三 者に提供してはならない。

(オンライン結合による保有個人情報の提供の制限)

- 第14条 指定管理者は、公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがないと認められるときを除き、図書館の管理を行う役職員以外の者に対してオンライン結合(図書館の管理を行う役職員の使用に係る電子計算機と図書館の管理を行う役職員以外の者の使用に係る電子計算機その他の機器とを電気通信回線で接続し、指定管理者の保有個人情報を図書館の管理を行う役職員以外の者が随時入手し得る状態にする方法をいう。次項及び第4項において同じ。)による保有個人情報(保有特定個人情報を除く。次項において同じ。)の提供をしてはならない。
- 2 指定管理者は、オンライン結合による保有個人情報の提供を開始しようとするときは、 あらかじめ教育委員会の承認を受けなければならない。
- 3 前項の規定は、同項の提供の内容を変更しようとするときについて準用する。
- 4 指定管理者は、法令の規定又は指定管理者が法律若しくはこれに基づく政令により従う 義務を有する国若しくは地方公共団体の指示等に基づくときを除き、指定管理者以外の者 に対してオンライン結合による保有特定個人情報の提供をしてはならない。

(保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求)

第15条 指定管理者は、保有個人情報を図書館の管理を行う役職員及び教育委員会以外の者に提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

(個人情報取扱事務の登録)

- 第16条 指定管理者は、個人情報を取り扱う事務であって、第2条第3号の個人情報ファイルを使用するもの(以下「個人情報取扱事務」という。)について、次に掲げる事項を記載した個人情報取扱事務登録簿を備えなければならない。
  - (1) 個人情報取扱事務の名称
  - (2) 個人情報取扱事務の目的
  - (3) 個人情報取扱事務を所管する組織の名称
  - (4) 保有個人情報の対象者の範囲
  - (5) 保有個人情報の記録項目
  - (6) 保有個人情報の収集先
  - (7) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が別に定める事項
- 2 指定管理者は、個人情報取扱事務を開始しようとするときは、当該個人情報取扱事務に ついて個人情報取扱事務登録簿に登録しなければならない。登録した事項を変更しようと するときも、同様とする。

- 3 前2項の規定にかかわらず、指定管理者は、第1項第5号に規定する記録項目の一部又は第6号若しくは第7号に掲げる事項を個人情報取扱事務登録簿に記載し、又は個人情報取扱事務を個人情報取扱事務登録簿に登録することにより、利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報取扱事務を個人情報取扱事務登録簿に登録しないことができる。
- 4 指定管理者は、第2項の規定により登録した個人情報取扱事務を廃止したときは、遅滞なく、当該個人情報に係る登録を抹消しなければならない。
- 5 指定管理者は、個人情報取扱事務登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。
- 6 指定管理者は、第2項の規定による登録の状況について、毎年1回、教育委員会に報告 をしなければならない。
- 7 前各項の規定は、次に掲げる個人情報取扱事務については適用しない。
  - (1) 役職員又は役職員であった者に関する個人情報取扱事務であって、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を取り扱うもの(指定管理者が行う図書館の管理に係る役職員の採用試験に関する個人情報取扱事務を含む。)
  - (2) 前号に掲げるもののほか教育委員会の意見を聴いた上で指定管理者が定める個人情報取扱事務

(開示の申出)

- 第17条 何人も、この要綱の定めるところにより、指定管理者に対し、図書館の管理を通じて保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を申し出ることができる。
- 2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人(保有特定個人情報にあっては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人(以下「代理人」と総称する。))は、本人に代わって前項の規定による開示の申出(以下「開示申出」という。)をすることができる。

(開示申出の手続)

- 第18条 開示申出は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「開示申出書」という。)を 指定管理者に提出してしなければならない。
  - (1) 開示申出をする者の氏名及び住所又は居所
  - (2) 開示申出に係る保有個人情報が記録されている文書の名称その他の開示申出に係る 保有個人情報を特定するに足りる事項
- 2 前項の場合において、開示申出をする者は、別に定めるところにより、開示申出に係る 保有個人情報の本人であること(前条第2項の規定による開示申出にあっては、開示申出 に係る保有個人情報の本人の法定代理人(保有特定個人情報にあっては、代理人)である こと)を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。
- 3 指定管理者は、開示申出書に形式上の不備があると認めるときは、開示申出をした者(以下「開示申出者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、指定管理者は、開示申出者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(保有個人情報の開示義務)

第19条 指定管理者は、開示申出があったときは、開示申出に係る保有個人情報に次の各

号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが含まれている場合を除き、 開示申出者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

- (1) 法令の規定により、開示することができないものとされている情報
- (2) 開示申出者(第17条第2項の規定により未成年者又は成年被後見人の法定代理人 (保有特定個人情報にあっては、代理人)が本人に代わって開示申出をする場合にあっ ては、当該本人をいう。次号及び第4号、次条第2項並びに第26条第1項において同 じ。)の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報
- (3) 開示申出者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示申出者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示申出者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は開示申出者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示申出者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。イ 法令の規定により又は慣行として開示申出者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報
  - ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認め られる情報
  - ハ 当該個人が役職員及び公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該役職員並びに公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分
- (4) 事業を営む法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政 法人を除く。以下この号において「法人等」という。)に関する情報又は開示申出者以 外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の 生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情 報を除く。
  - イ 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な 利益を害するおそれがあるもの
  - ロ 指定管理者の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、 法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該 条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認めら れるもの
- (5) 開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公 共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると指定管理者が認めることにつき 相当の理由がある情報
- (6) 指定管理者、国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な

意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(7) 指定管理者、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

(部分開示)

- 第20条 指定管理者は、開示申出に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合に おいて、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示申出 者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。
- 2 開示申出に係る保有個人情報に前条第3号の情報(開示申出者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。)が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示申出者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、開示しても、開示申出者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(裁量的開示)

第21条 指定管理者は、開示申出に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示申出者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

(保有個人情報の存否に関する情報)

第22条 開示申出に対し、当該開示申出に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、指定管理者は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示申出を拒否することができる。

(開示申出に対する措置)

- 第23条 指定管理者は、開示申出に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、 その旨の決定をし、開示申出者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開 示の実施に関し別に定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、第6条第 2号又は第3号に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。
- 2 指定管理者は、開示申出に係る保有個人情報の全部を開示しないとき(前条の規定により開示申出を拒否するとき、及び開示申出に係る保有個人情報を保有していないときを含む。)は、開示しない旨の決定をし、開示申出者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。
- 3 指定管理者は、前2項の決定 (開示申出に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定 を除く。)をしたときは、当該各項に規定する書面にその理由を記載しなければならない。 この場合において、当該理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができるときは、 その期日を付記しなければならない。

(開示決定等の期限)

第24条 前条第1項又は第2項の決定(以下「開示決定等」という。)は、開示申出があった日から15日以内にしなければならない。ただし、第18条第3項の規定により補正

を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、事務処理上の困難その他正当な理由があると きは、同項に規定する期間を15日以内に限り延長することができる。この場合において、 指定管理者は、開示申出者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により 通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

- 第25条 開示申出に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示申出があった日から 30日以内にそのすべてについて開示決定等をすることにより事務の遂行に著しい支障 が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、指定管理者は、開示申出に係 る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人 情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、指定管理 者は、同条第1項に規定する期間内に、開示申出者に対し、次に掲げる事項を書面により 通知しなければならない。
  - (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
  - (2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

- 第26条 開示申出に係る保有個人情報に指定管理者、国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示申出者以外の者(以下この条において「第三者」という。)に関する情報が含まれているときは、指定管理者は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容その他別に定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。
- 2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、開示申出に係る当該第三者に関する情報の内容その他別に定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該 第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。
  - (1) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であって、 当該第三者に関する情報が第19条第3号ロ又は同条第4号ただし書に規定する情報 に該当すると認められるとき。
  - (2) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第21条の規定により開示しようとするとき。
- 3 指定管理者は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、指定管理者は、開示決定後直ちに、当該意見書を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(開示の実施)

第27条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画に記録されていると きは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の 進展状況等を勘案して別に定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情 報の開示にあっては、指定管理者は、当該保有個人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

- 2 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、別に定めるところにより、当該開示決定をした指定管理者に対し、その求める開示の実施の方法その他別に定める事項を申し出なければならない。
- 3 前項の規定による申出は、第23条第1項に規定する通知があった日から30日以内に しなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正 当な理由があるときは、この限りでない。
- 4 第18条第2項の規定は、第1項の規定により保有個人情報の開示を受ける者について 準用する。

(費用負担)

第28条 保有個人情報の開示を受ける者は、実費の範囲内において指定管理者が定める額 の開示の実施に係る費用を負担しなければならない。

(他の法令による開示の実施との調整)

- 第29条 指定管理者は、他の法令の規定により、開示申出者に対し開示申出に係る保有個人情報が第27条第1項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合(開示の期間が定められている場合にあっては、当該期間内に限る。)には、同項本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。
- 2 他の法令の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を第27条第1項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

(訂正の申出)

- 第30条 何人も、自己を本人とする保有個人情報(次に掲げるものに限る。第37条第1項において同じ。)の内容が事実でないと思料するときは、この要綱の定めるところにより、指定管理者に対し、当該保有個人情報の訂正(追加又は削除を含む。以下同じ。)を申し出ることができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。
  - (1) 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報
  - (2) 開示決定に係る保有個人情報であって、第29条第1項の他の法令の規定により開示を受けたもの
- 2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人(保有特定個人情報にあっては、代理人)は、本人に代わって前項の規定による訂正の申出(以下「訂正申出」という。)をすることができる。
- 3 訂正申出は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。 (訂正申出の手続)
- 第31条 訂正申出は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「訂正申出書」という。)を 指定管理者に提出してしなければならない。
  - (1) 訂正申出をする者の氏名及び住所又は居所

- (2) 訂正申出に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定する に足りる事項
- (3) 訂正申出の趣旨及び理由
- 2 前項の場合において、訂正申出をする者は、別に定めるところにより、訂正申出に係る 保有個人情報の本人であること(前条第2項の規定による訂正申出にあっては、訂正申出 に係る保有個人情報の本人の法定代理人(保有特定個人情報にあっては、代理人)である こと)を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。
- 3 指定管理者は、訂正申出書に形式上の不備があると認めるときは、訂正申出をした者(以下「訂正申出者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(保有個人情報の訂正義務)

第32条 指定管理者は、訂正申出があった場合において、当該訂正申出に理由があると認めるときは、当該訂正申出に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

(訂正申出に対する措置)

- 第33条 指定管理者は、訂正申出に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正申出に対し、その旨を書面により通知しなければならない。
- 2 指定管理者は、訂正申出に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、 訂正申出者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。
- 3 指定管理者は、前項の決定をしたときは、同項に規定する書面にその理由を記載しなければならない。

(訂正決定等の期限)

- 第34条 前条第1項及び第2項の決定(以下「訂正決定等」という。)は、訂正申出があった日から30日以内にしなければならない。ただし、第31条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。
- 2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、事務処理上の困難その他正当な理由があると きは、前項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、 指定管理者は、訂正申出者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により 通知しなければならない。

(訂正決定等の期限の特例)

- 第35条 指定管理者は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定に かかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、指定管理者 は、同条第1項に規定する期間内に、訂正申出者に対し、次に掲げる事項を書面により通 知しなければならない。
  - (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
  - (2) 訂正決定等をする期限

(保有個人情報の提供先への通知)

第36条 指定管理者は、訂正決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、 必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面 により通知するものとする。 (利用停止の申出)

- 第37条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この要綱の定めるところにより、指定管理者に対し、当該各号に定める措置を申し出ることができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止(以下「利用停止」という。)に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。
  - (1) 第4条第2項の規定に違反して保有されているとき、第5条各項の規定に違反して取得されたものであるとき、第13条第1項及び第2項若しくは第13条の2第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイルに記録されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去
  - (2) 第13条第1項及び第2項、第13条の2第5項又は第14条第1項及び第4項の規 定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止
- 2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人(保有特定個人情報にあっては、代理人)は、本人に代わって前項の規定による利用停止の申出(以下「利用停止申出」という。)をすることができる。
- 3 利用停止申出は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。 (利用停止申出の手続)
- 第38条 利用停止申出は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「利用停止申出書」という。)を指定管理者に提出してしなければならない。
  - (1) 利用停止申出をする者の氏名及び住所又は居所
  - (2) 利用停止申出に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項
  - (3) 利用停止申出の趣旨及び理由
- 2 前項の場合において、利用停止申出をする者は、別に定めるところにより、利用停止申 出に係る保有個人情報の本人であること(前条第2項の規定による利用停止申出にあって は、利用停止申出に係る保有個人情報の本人の法定代理人(保有特定個人情報にあっては、 代理人)であること)を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。
- 3 指定管理者は、利用停止申出書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止申出をした者(以下「利用停止申出者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(保有個人情報の利用停止義務)

第39条 指定管理者は、利用停止申出があった場合において、当該利用停止申出に理由があると認めるときは、指定管理者における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止申出に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(利用停止申出に対する措置)

- 第40条 指定管理者は、利用停止申出に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止申出者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。
- 2 指定管理者は、利用停止申出に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止申出者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。
- 3 指定管理者は、前項の決定をしたときは、同項に規定する書面にその理由を記載しなければならない。

(利用停止決定等の期限)

- 第41条 前条第1項及び第2項の決定(以下「利用停止決定等」という。)は、利用停止 申出があった日から30日以内にしなければならない。ただし、第38条第3項の規定に より補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。
- 2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、事務処理上の困難その他正当な理由があると きは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、 指定管理者は、利用停止申出者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面に より通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限の特例)

- 第42条 指定管理者は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、指定管理者は、同条第1項に規定する期間内に、利用停止申出者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。
  - (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
  - (2) 利用停止決定等をする期限

(適用除外)

- 第43条 この要綱は、次に掲げる個人情報については、適用しない。
  - (1) 統計法 (平成19年法律第53号) 第2条第6項に規定する基幹統計調査及び同条第7項に規定する一般統計調査に係る調査票情報 (同法第2条第11項に規定する「調査票情報」をいう。次号において同じ。) に含まれる個人情報その他の同法第52条第1項に規定する個人情報
  - (2) 山梨県統計調査条例(平成20年山梨県条例第50号)第2条に規定する県統計調査 に係る調査票情報に含まれる個人情報
- 2 第17条から前条までの規定は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)その他の法律の規定により、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第4章の規定の適用を受けないこととされている保有個人情報については、適用しない。

(開示申出等をしようとする者に対する情報の提供等)

第44条 指定管理者は、開示申出、訂正申出又は利用停止申出(以下この項において「開示申出等」という。)をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示申出等をすることができるよう、指定管理者が保有する保有個人情報の特定に資する情報の提供 その他開示申出等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

(苦情処理)

第45条 指定管理者は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなけ

ればならない。

- 2 指定管理者は、前項の目的を達成するために必要な体制の整備を行わなければならない。 (調査等)
- 第46条 教育委員会は、指定管理者による個人情報の取扱い状況を調査するため必要があると認めるときは、実地に調査し、又は指定管理者に対して説明若しくは報告をさせることができる。

(指示)

第47条 教育委員会は、指定管理者による個人情報の取扱いが不適当であると認めるとき は、指定管理者に対して必要な指示を行うことができる。

(事件等の報告)

- 第48条 指定管理者は、保有個人情報の漏えい、滅失又はき損に係る事件又は事故(以下「事件等」という。)が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、その事件等の発生に係る帰責にかかわらず、直ちにその旨を教育委員会に報告し、速やかに応急措置を講じた後、遅滞なく当該事件等に係る個人情報の項目・内容・数量、当該事件等の発生場所、発生状況等を詳細に記載した報告書及び今後の対処方針を記した文書を提出し、教育委員会の指示に従うものとする。
- 2 指定管理者は、事件等が発生したときは、教育委員会が、県民に対し適切に説明するため、指定管理者の名称を含む当該事件等の概要の公表を必要に応じ行うことを受忍するものとする。

(公表)

- 第49条 指定管理者は、次に掲げる事項を本人の知り得る状態に置かなければならない。
  - (1) 第18条第1項の開示、第30条第1項の訂正等又は第37条第1項の利用停止等 (以下この条において「開示等」という。)の求めの申出先
  - (2) 開示等の求めに際して提出すべき書面の様式その他の開示等の申出の方式
  - (3) 開示等の求めをする者が本人又は代理人であることの確認方法
  - (4) 第18条第1項の開示の実施に係る費用の額及び徴収方法
  - (5) 指定管理者における個人情報の取扱いに関する苦情の申出先及び図書館を所管する 山梨県の部署の連絡先

(施行の状況の報告)

第50条 指定管理者は、毎年1回、この要綱の施行の状況について教育委員会に報告しなければならない。

(要綱の改正)

第51条 指定管理者は、この要綱の規定を改正しようとするときは、あらかじめ教育委員 会の承認を得なければならない。

(補則)

第52条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、指定管理者 が別に定める。

附則

この要綱は、○年○月○日から施行する。

2 この要綱の規定は、 適用する。	、この要綱の施行の日以	以後に作成し、又は取得	身した個人情報につV	て、

## 《留意点》

- 1 附則の2については、現にこの要綱の施行の日に公の施設の管理を行っている指定管理者には適用されないことに留意してください。
- 2 この要綱は、山梨県と指定管理者の間で締結する公法上の契約に係るものであり、個人情報の本人に対し個人情報の保護に関する法律又は山梨県個人情報保護条例と同様の開示、訂正及び利用停止の請求権を創設したものではないことに留意してください。